第4回口頭弁論 報告集会 プログラム

参議院議員会館 講堂

 $13:00\sim16:30$

1 あいさつ 代理人弁護士 寺 井 一 弘

2 第4回口頭弁論の報告

陳述した代理人から 代理人弁護士 伊藤 真

代理人弁護士 角田 由紀子

代理人弁護士 福 田 護

陳述した原告から 小海 基(こかいもとい)

野 木 裕 子 (のぎゆうこ)

渡 辺 一 枝(わたなべいちえ)

3 国家賠償訴訟の現状 代理人弁護士 福 田 護

※次回 安保法制違憲訴訟の期日は、

差止めの裁判 7月24日(月)10:30【103号法廷】です。

アピール活動を9:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。

国賠訴訟裁判 9月28日(木)15:00【103号法廷】です。

アピール活動を14:00から地裁前で行いますので、ご参集ください。

<経過>

9:30 裁判所前 広報

10:30 103号法廷 開廷

準備書面陳述

原告代理人意見陳述 原告意見陳述

11:30 記者会見

13:00~14:30 報告集会

14:45~16:30 原告集会

原告ら訴訟代理人 弁護士 伊 藤 真

準備書面(7)について(被告準備書面(1)への反論)

第1 国賠法上の違法性の判断基準について

被告は、「職務行為基準説」を採用することにより、いわゆる「相関関係論」すなわち、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係において違法性が判断されるとする立場は取り得なくなるかの主張をしているので、この点について反論する。

まず、国賠法上の違法性は、厳密な行政法規違 反に限定されるものではないことは、田中二郎博 士など行政法の研究者や、平成25年3月26日 最高裁第三小法廷判決に付された寺田逸郎裁判官 及び大橋正春裁判官の補足意見などでも言及され ているところである。

被告主張のように、侵害行為の態様や被侵害利益の内容を考慮すべきでないと言えるのは、刑事手続上の検察官や裁判官の職務行為の違法性が問題となった事案における「職務行為基準説」(「公権力発動要件欠如説」とも称されるもの)についてであり、これと、一般の行政処分についての「職務行為基準説」を混同してはならない。

行政処分に関するいくつかの裁判例においても、 国賠法上の違法性を、侵害行為の態様・程度と被 侵害利益の種類・内容との相関関係において判断 している。

よって、一般に「職務行為基準説」を採用することが、「相関関係論」を否定する理由にはならない。では、立法不法行為の場合はどうであろうか。

立法不法行為の場合には、職務行為基準説を採用しつつも、より一層、侵害行為の態様と被侵害利益の種類・性質との相関関係を考慮するべきと考える。国会議員の職務義務違反という行為態様の違法性の質と量は、侵害行為の態様と被侵害利益の種類・性質等を考慮しなければ、判断できないものといえるからである。特に、憲法の基本原理に牴触したり、国民各人の権利や法的利益を侵害したりする可能性のある法律を制定する場合には、相当慎重に立法内容を検討する注意義務があるといえ、さらに、有識者から違憲と指摘されるような法律を制定する際には、当該立法が憲法違反とはならないことを国民に説得的に説明する法的義務が生じているといえる。このように、国会議員の職務義務の内容・レベルは、侵害行為の態様、

当該立法行為によって生じる被侵害利益の種類・ 性質などを考慮しなければ判断できない。検察 官の公訴提起・追行などの公権力発動要件のよ うに明確な要件が予め法定されている訳ではな いからである。

第2「『平和的生存権』は、国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益とはいえない」 という被告の主張は正当でないこと

被告の立場は「平和的生存権は抽象的かつ不明確」であり、裁判上の救済の対象となる「具体的権利ないし法的利益と認められない」という論旨で一貫している。被告のこうした主張は、戦争や武力行使の現実を直視しないことから生じるものである。「平和的生存権」の権利性を正確に認識するためには、まずは具体的事実例に真摯に向き合うことが必要となる。

原告らが、陳述書で述べ、法廷で主張している声は、あくまでも、原告らの現実である。こうした現実に目を向けず、「抽象的かつ不明確」という主張を繰り返す被告の対応は、多くの国民・市民の苦しみに目を閉ざすものと言わざるを得ない。

平和的生存権については、歴代政府が自衛隊 の海外派兵を加速させることに対応して、憲法 学会では、その内容も精緻化されてきたし、裁 判所でも「平和的生存権」の具体的権利性を認 める判決が生まれている。このように「平和的 生存権」の内実も確実に進化しているのである。 こうした時代の変化や学説・判例の進歩を考慮 せず、従来どおりの旧態依然の主張を繰り返す ことは許されない。被告は、自ら「我が国を取 り巻く安全保障環境が厳しさを増している」と 認めている。そのような今日においても、平和 的生存権という人権の進化を認める必要など全 くないというのであろうか。権利ないし法的保 護利益は、侵害の具体的な危険性が増加すれば、 それに伴って要保護性も増していくものである。 プライバシー権などの人格権がその最たるもの であろう。個人情報が本人の意に反して拡散し てしまう危険性が増している現代だからこそ、 これを法的に保護する必要性が増しているので ある。平和的生存権も同様である。

付言するが、2016年12月19日、「平和 的生存権」と同じような内容を有する「平和へ の権利宣言」が国連総会で採択された。「平和概念が曖昧」であるとか「司法上の権利となり得ない」という主張をする国も存在したが、そうした見解は国連総会で支持されなかった。平和を権利として認識することは、もはや国際標準なのである。

なお、違憲訴訟のあり方に関する被告の主張 に対しては、さらに別途準備書面にて反論する。

第3「人格権は国賠法上保護される権利ないし 法的利益とは言えない」という被告の主張は、 「人格権」に関する不当な理解に基づくこと

原告らの主張する人格権について、被告は、「漠然とした不安感を抱いたという域を出るものではなく、かかる内容をもって具体的権利性が認められると解する余地はない」(被告準備書面(1)38頁)などと繰り返し述べている。これが誤りであることは、準備書面(8)において詳細に主張する。

新安保法制法の成立により、基地周辺や大都市、原発周辺の住民、自衛官、海外にいる日本人、NGO関係者などの生命や安全が危険にさらされる。こうした状況はまさに「人格権」の侵害と言わざるを得ない。

第4 憲法改正・決定権は「『国家の主権者としての国民』という抽象的な位置づけ」にとどまるものではなく、具体的な権利であること

被告は、国政選挙における選挙権に関して「国家賠償法上保護された権利」と認めている。そうあれば、憲法改正・決定権が問題となる投票の場合には、国政選挙以上に「国家賠償法上保護された権利が存在」すると考えざるを得ない。憲法学説でも、憲法改正・決定権こそが主権者の意見表明であると考えているし、選挙という主権者の間接的な意見表明よりも、国民投票という直接的な意見表明の方が、より強固で明確な意思表示といえるからである。

また、被告は、「そもそも、平和安全法制関連 2法は、憲法の条文自体を改正するもの」では ないことを根拠に、「憲法改正・決定権」が侵害 されたわけではない旨を主張する(被告準備書 面(1)40頁)。

しかし、この主張は、ヒトラー・ナチスによる「授権法」成立(1933年3月23日)により、

ワイマール憲法が実質的に廃止されたように、 法律の制定によっても憲法の意義が空洞化される事例が存在する歴史を忘れた危険な主張であり、「法の支配」や「立憲主義」の理念を体現する、 日本国憲法の基本理念の空洞化を正当化するものであり決して許されるものではない。

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田由紀子

~人格権の被侵害利益性と具体的被害について~

1 被告国は原告らの人格権に関する主張を、答 弁書において真っ向から否定し、原告らのいう 「人格権」侵害なるものは、結局のところ、「漠 然とした不安感を抱いたという域を超えるもの ではないのであって、かかる程度の内容を持っ て具体的権利性が認められると解する余地など ない。」とまで述べております。原告らは、先に 提出した準備書面(8)において、原告らの主 張する人格権が国賠法の保護を受ける権利ない しは法的利益であることを詳しく論じ、国の主 張が間違っていることを論証しております。

2 今日においては、「人格権」と呼ばれる権利 が存在し、これが何らかの意味で法的に保護さ れることは、わが国の判例・学説で疑問の余地 なく認められております。

(1) 学説について

人格権が、権利として認められるには、戦前からの議論に始まり、今日まで多くの議論が積み重ねられてきており、今日では見るべき段階に達しております。

ある学者は、近年は、環境に関する権利・利益などに関連して人格権に含まれる権利が新たに提唱されるなど、権利内容が多様化しており、その現代社会における重要性はさらに高まりつつあるとも述べております。また別の学者は、人類は、これからも、人格的価値を侵す思わぬ事態に遭遇することであろう。そして、その過程で人格価値の新しい側面も見出されてくることになろうと述べております。

多くの権利がそうであるように、人格権も未 だ完成されたものではなく、社会の進展・変化 に対応して新しい認識を重ねてその権利に含まれるものを広げていくものです。新安保法制法のもとでの新しい人権侵害状況は、今までの学説及び判例によって築きあげられてきた人格権の蓄積の上に立って、考えられるべきものです。(2) 判例について

判例も、非常に重要な権利として人格権を認めております。以下にその一部を紹介しますように、人格権の権利性を認めた最高裁判例が複数ありますが、そのいくつかを紹介します。

①最高裁大法廷判決 昭和 61 (1986) 年 6 月 11 日付判決(北方ジャーナル事件) は、最高裁判決が初めて、名誉権を人格権として認めたものであります。この事件で最高裁は、人格権を極めて重大な保護法益であって、排他性を有するとして、絶対権としての人格権を明確に位置付けました。

②最高裁大法廷判決 昭和63(1988)年6月1日付判決(自衛官合祀手続き事件)は、結論としては、キリスト教徒である原告の夫を神社に合祀しないでほしいという訴えを認めなかったものですが、プライバシー法の専門家であった伊藤正己裁判官の反対意見があります。伊藤裁判官は、「現代社会において、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されない利益、いわば心の静謐の利益もまた、不法行為法上、被侵害利益となりうるものと認めてよい。」と述べております。伊藤裁判官は、原告の受けた侵害は、「単に不快であること」を超えるものと論じております。この見解は、被告の反論を検討するにあたり、重要な手がかりを与えてくれます。

③最高裁第二小法廷平成元(1989)年12月21日判決は、ビラ配布行為に起因する人格的利益の侵害について不法行為責任を認め、原判決を変更して慰謝料の支払いを命じたものです。この判決は「私生活の平穏などの人格的利益」が侵害されたことを明確に認めたのです。

④最高裁第二小法廷平成3(1991)年12月21日判決(水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求事件上告審判決)は、県知事による水俣病認定が遅れており、認定を待つ患者の不安や焦りの気持ちは、「いわば内心の静謐な感情を害するものであって、その程度は決して小さいわけではない」としてそ

の気持ちは、不法行為上の損害賠償の対象となることを認めたのです。この判決は、自衛官合祀手続き事件では否定された「内心の静謐」の利益の侵害が不法行為になりうるとしたもので、最高裁としては、内心の静謐の利益を不法行為法上の保護法益として明確に認めた最初の判決です。本件原告らの主張の理解に大いに参考になるものです。

下級審でも重大な判決がいくつも出されております。

①大阪高裁 昭和50(1975)年11月27日判決は、大阪国際空港の夜間飛行禁止等請求事件のものです。「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができる。」「人格権の内容をなす利益は人間として生存する以上当然に認められるべき本質的なものであって、これを権利として構成するのに何らの妨げはなく、実定法の規定をまたなくとも当然に承認されるべき基本的権利である」。この事件では、被告国は、学説による体系化、類型化をまたなくては人格権として裁判上採用できないと主張したのですが、大阪高裁は、その主張をはっきりと否定しました。

②福井地裁平成 26 (2014) 年 5 月 21 日判決は、大飯原発 3,4 号機の運転差止を認めたものです。この判決は、人格権は憲法上(13条、25条)の権利であり、人の生命を基礎とするものなので、わが国の法制下では、これを超える価値を見出すことができないとして、その重要性が強調されています。これは、本件で原告たちが訴えている、戦争による生命侵害への不安、恐れの重要性に通じるものとして示唆的です。

③最近のものとして記憶に新しいのは、2017年3月17日、前橋地裁の判決です。福島・原発被害避難者による損害賠償請求事件です。判決は、平穏生活権が自己決定権を中核とした人格権であって、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益や内心の静謐な感情を害されない利益を包摂する権利など、多くの権利を包摂するものであると述べています。

これらの指摘は、本件原告らの多くが、憲法 のもとで築いてきた今までの人生を否定された と感じ、戦争になるのではないかとの恐怖不安 にさらされるなどしていることが、人格権の深刻な侵害であると訴えていることが、人格権侵害であるとする論拠となるものです。

3 原告らの主張する人格権の内容

被告は「曖昧な不安にすぎない」主張していますが、以上のように今日までの学説・判例によれば、少なくとも人間の尊厳に伴う基本的な法益をその内容とするものであれば、人格権・人格的利益として法的保護の対象になることが明らかにされています。

原告らは、内閣及び国会の行為によって、その生命・身体及び精神に関する侵害の危険にさらされ、また、平和に生活してきた平穏を壊されたことにより、さらに、憲法改正について主権者としての意思決定をする場を奪われたことにより、著しい精神的苦痛を受けているのです。原告らが、侵害された人格権は、具体的には、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利です。

原告らを類型化すれば、次のようにいうことができます。①戦争体験者②基地周辺住民③公共機関の労働者④学者・教育者、宗教家、ジャーナリスト、子を持つ親や孫を持つ祖父母、障がい者、若者、原発関係者、平和を望む国民・市民などのその他の特徴的な被害者です。これらの原告たちは、それぞれが生きてきた歴史を背景として今日まで憲法の下で懸命に生きてきたのですが、被告により様々に人格権を侵害されて、現実に苦しんでいます。

4 終わりに

今、原告たちに残された救済の手段は司法しかありません。多くの人々の期待が今ほど司法に寄せられたことはなかったのではないでしょうか。ぜひ、憲法が司法に託した責務を果たして下さるよう、改めて裁判所にお願いをする次第です。

原告ら訴訟代理人 弁護士 福 田 護

~駆け付け警護及び武器等防護について~ 1 新安保法制法の適用と原告らの権利侵害 新安保法制法が施行されて1年余が経過し、この間、私たちはその適用された2つのケースを目の当たりにしました。一つは南スーダンPKOにおける駆け付け警護の新任務の付与であり、もう一つは自衛隊の護衛艦による米軍艦船の武器等防護です。どちらも、案に違わず、憲法9条に違反して自衛隊が武力の行使に至る危険を実感させるものであり、原告らの平和的生存権、人格権、そして憲法改正決定権を深く侵害するものでした。

これらは、新安保法制法の立案・制定過程において夙にその違憲性が指摘されていたものであり、今回の適用はその具体化、現実化にほかなりません。そこで原告らは、本件における損害発生の請求原因として、これらの規定を追加して主張することとします。

2 駆け付け警護の違憲性とその危険の現実化

被告国は、昨年11月15日、改正PKO協力法で新たに規定されたいわゆる「駆け付け警護」の任務を、自衛隊の派遣部隊に付与することを閣議決定しました。駆け付け警護は、PKO活動関係者に不測の危難等が生じた場合に、自衛隊の部隊が現場に駆け付けてその生命・身体の保護を行うというもので、活動関係者を襲った武装勢力から救出等するために、その妨害を排除するのに必要な強力な武器の使用までも認められたものです。これは、容易に武装勢力との間の戦闘行為、すなわち武力の行使に発展しかねず、また、自衛隊員が相手を殺傷し、又は殺傷されることになりかねない、極めて危険な任務です。

しかも、南スーダンにおいては、すでに停戦合意は崩壊し、大統領派と反大統領派との間の激しい戦闘が繰り返される内戦状態にあり、P K O参加 5 原則の前提が失われた状況にあることは、国連その他の関係機関の度重なる報告等で明らかなことでした。しかも、昨年 7 月 8 日から始まった首都ジュバにおける激しい戦闘の状況は、現地の自衛隊の「日々報告」等の文書にも、明瞭に記載されていたのです。

そんな戦地に、政府は、駆け付け警護という 危険な任務を与えて、自衛隊の部隊を送り込ん だのです。自衛隊の宿舎のすぐそばでも、激し い銃撃戦がありました。国連 P K O 司令部近くのテラインホテルでは、援助関係者に対して政府軍兵士たちによる殺人、レイプなどの暴虐行為が繰り広げられているのに、その救助要請に国連の他国部隊は動きませんでした。それほど危険な状態なのです。

その上、政府ないし自衛隊は、あろうことか、激しい戦闘の実情を報告したこれらの自衛隊の文書を国民・市民に開示せず、秘匿しようとしていた事実が明らかにされつつあります。戦争ないし武力紛争に関する情報が、正確に国民・市民に伝えられず、情報操作がなされるほど危険なことはありません。

3 武器等防護の違憲性と日本の軍事的対立の 当事者化

被告国は、昨年12月22日、自衛隊法95 条の2に新設された他国軍隊の武器等防護の規定の運用指針を策定し、本年5月1日から3日間、自衛隊の最大級護衛艦「いずも」等に対し、米軍の補給艦の武器等を防護するための警護を命じました。これによって日本は、ミサイル発射等を繰り返す北朝鮮に対し、力による外交を推進するトランプ政権のアメリカが日本海にカールビンソン空母打撃群を展開するという、緊迫した軍事的対立の下で、明確に、米軍と一体化して軍事的対立当事者となることを示したのです。

この米軍等の武器等防護の規定は、武力攻撃に至らないいわゆるグレーゾーンの状況下で、 米軍等の艦船や航空機まで含めて、その「武器等」を自衛隊が防護するというもので、たとえば、公海上で米艦と自衛艦が警戒監視活動を行っている場合に、米艦に向かっているミサイルを自衛隊のイージス艦が迎撃することまで想定されているものです。この迎撃のために、現場の自衛官の判断で、自衛隊の武器を使用することができるというのです。

これが、自己保存のための武器使用をはるかに超え、戦争の口火を切り、実質的な集団的自衛権の行使になりかねない、極めて危険な規定であることは明らかです。この場合日本は、閣議決定も総理大臣の防衛出動命令もなく、ましてや国会の承認などもないまま、ある日突然、

アメリカのための戦争に突入してしまうという 危険を否定できないのです。

しかも、その運用指針によれば、政府は、この米艦の警護等の実施中に特異な事象が発生した場合にのみ公表義務があるだけで、その他の情報の開示は政府の裁量に委ねられています。ここでも、情報操作の危険性を指摘しなければなりません。

4 危険にさらされる原告らの権利

いま私たちは、新安保法制法の実施により、この国が実際に武力の行使に踏み込みかねない、現実の危険に直面しています。南スーダンPKOの施設部隊はともかくも撤収しましたが、自衛隊の部隊が戦闘に巻き込まれなかったのは偶然にすぎません。その危険な戦場に危険な任務を背負って臨場したという事実は厳然と存在し、今後も繰り返されることが危惧されます。米軍等の武器等防護も、いつ暴発するかわかりません。

戦争とその被害、加害への恐怖は、いま現実 のものとなりつつあるのです。

原告意見陳述 小海 基 (こかい もとい)

私は日本基督教団荻窪教会の牧師です。この教会は1933年創立ですが、会員には旧満州からの引き揚げ者の方も多く、いざ戦争となったら「在外邦人救出」どころか、軍隊が真っ先に逃亡し、放置された民間人の筆舌に尽くしがたい苦難の経験を高齢の方たちから何度もうかがってきました。

戦争中の教育が、日本の軍国主義を支えたこ とも、経験からの話として聞いてきました。第 1次安倍内閣で「教育基本法」が改悪され、内 心の自由に関わる「日の丸・君が代強制」問題 が起きた頃、私は子どもの親として、国が教育 に不当に介入する恐れに心を痛め、折あるごと に杉並区教育委員会に申し入れを行ってきまし た。「つくる会歴史教科書」採用、杉並区独自の 教員採用と教員養成機関である「師範館」設立、 「教育特区」の名を借りて無理やり採用された「全 国初の民間人中学校校長」や「夜スペ」という 私塾など、子どもたちが吸収する教育に大きな 危惧を持ち、区内の教員、保護者たちと「教育 懇談会」を立ち上げ、公教育を見守り、現場情 報を発信する団体としての活動を、現在も行っ ています。

また、1990年頃には、私は教会からアメリカミズーリ州のセントルイスのキリスト教の神学校へ留学させてもらいました。当時は丁度「湾岸戦争」が始まった時で、私が通っていた黒人教会では、軍の奨学金で大学に学んだ青年たちが次々と戦地へ送られ、「自爆テロで友人が目の前で亡くなった」、「反射的に人を殺す道具になり果ててしまった自分に嫌気がさす」など戦場からの生々しい手紙が礼拝の中で読み上げられるのを耳にしました。

戦争は露骨に容赦なく貧しい黒人青年たちを 戦場へ送り込み、現地で「侵略者」の片棒を担 がされ、死と隣り合わせの日々を強いられ、挙 句の果てに帰還しても「後遺症」のトラウマに 悩まされ麻薬に溺れていくのです。家族に残さ れるのは祈ることしかないという理不尽さにや りきれない思いを感じていました。

今回の「安保諸法」は、私がこれまで牧師として、あるいはひとりの人間として、戦争体験者の苦悩を受け止めようと務めてきた私自身が

奈落に突き落とされるような衝撃をうけました。 私は、長年賛美歌研究を続け、牧師を育成する神学校の教育現場にも立ってきましたが、賛 美歌は単に言葉を美しいメロディーで歌うというだけでなく、歌詞の中に思想や思いを浸透させ、注入するような機能も持っているのです。 子どもたちの教育は賛美歌と同じです。殺し殺される国の教育は子どもたちに害悪を浸透させ

また、セントルイスの黒人教会で見たように 社会的貧困層の青年たちから戦争への犠牲が強 いられ、苦しみを負わされるような社会の仕組 みが、必ず、私たちの国でも展開されていきます。 加えて牧師である私は、第二次世界大戦時の キリスト教会の反省を片時も忘れることはあり ません。教会やキリスト教信者たちが戦時体制 下、単に時の政府の抑圧に抗しきれなかったと いうだけに留まらず、煮え湯を飲まされるよう な思いで、礼拝堂に日の丸を飾り、皇居に向かっ て遥拝し、教団幹部が伊勢神宮に先勝祈願の参 拝をし、戦闘機奉納に募金を集め、アジアの特 に朝鮮半島や中国大陸、台湾のキリスト者たち に神道は宗教ではなく「風俗儀礼」に過ぎない のだといって「強制参拝を強いる」…といった、 あってはならない行動の数々をもって、積極的 に戦争のお先棒担ぎさえもしていったのです。 こうした先人の懺悔・反省を戦後に生きる私た ちは自分のこととして十字架として負ってきま した。しかし再びそのような世界に引きずり込 まれ、同じ轍は踏むまいと誓って歩んでいる私 たち戦後のキリスト者にとっては、これら「安 保諸法」のすぐ先にある壮絶な未来を思うとき に総毛立つような恐怖を感じています。

原告意見陳述 野木 裕子 (のぎゆうこ)

私は 1949 年生まれです。周囲には生々しい戦争の記憶を持つ人達が大勢おり、その体験談を聞く機会が結構ありました。小説を含めて戦争に関わる本なども読み、「戦争は人間を不幸にするだけだ」という、ごく当たり前の考えを自然に身に着けて育ったと思います。体験談と言えば亡くなった母の友人に、高等女子師範学校在学中、学徒勤労動員によって軍需工場で働いて

いた人がいました。彼女は戦後になって自分達がいわゆる「人間魚雷」の部品を造っていたと知り、知らぬうちに戦争に深く加担させられていたことに後ろめたく、かつ恨めしい思いを抱き続けたそうです。戦争は人の命を奪うだけでなく、生き残った人の心にも深い傷を残すのだと戦慄を覚える話でした。

また、私はいわゆる「戦後民主主義教育」を 受けた世代にあたり、上の世代からしばしば「本 当にいい時代に育って」という言葉を聞かされ ました。すべての国民は「基本的人権を持ち」「個 人として尊重され」「法の下に平等である」と定 めた憲法に守られているのだと。……とりわけ 女性に男性と同様の権利が認められたことにつ いて、何人もの大人の女性達から羨ましがられ たものです。とは言え、その「男女平等」があ る意味で建前に過ぎないことも、子ども心に何 となく感じていました。学校から一歩出れば「女 の子のくせに」といった類いの言葉があふれて いましたから。そして就職する頃から、ますま すそれを痛感するようになりました。当時は四 大卒の女性の求人はきわめて少なく、限られた 求人の中にも「片親の子は不可」など、驚くべ き差別がまかり通っていたのです。何とか就職 できても「ウチの女のコ」と言われ、賃金差別 や結婚退職制が存在する企業も少なくありませ んでした。

それでも、年月と共に「建前」が少しずつ「建前でなくなってきた」のも事実です。他の様々な差別についても、同じことが言えます。女性であり、さらに「母子家庭」ということで身近に差別を感じていたせいか、私は子ども時代から様々な「差別」に敏感だったのですが、それらを「恥」と見なす意識が徐々に浸透してくるのを感じてきました。男女同権を含めた基本的人権は「与えられたもの」であったかもしれませんが、その「内実」は私達が一つ一つ、勝ち取ってきたのです。私はそれを国民として本当に嬉しく、誇りに思います。

ところが近年、その誇りをぐらつかせるような空気が漂い始めたような気がします。長年「言葉」を仕事の道具にしてきた人間の感覚で言いますと、十年ほど前から徐々に、そしてここ数年は加速度的に、言葉が「粗雑」で「野卑」になってきているように思えてなりません。「女の

子に三角関数を教えて何になる」とか、沖縄における「土人」発言等々……。少し前でしたら、いわゆる差別的な発言は、たとえ酒の席のようなところであっても「下品だ」という共通認識があったように思います。それが平然と「常識あるはずの大人」の口から出る。

言葉が粗雑で野卑になってきたのは、もしかするとマッチョイズムが――私達が懸命に否定し、封じ込めようとしてきたマッチョイズムが首をもたげてきたからではないかと私は思っています。丁寧に言葉を紡ぎ、互いの思いや感覚を(完全には理解できないにせよ)少なくとも理解しようと努力すること。それを「えーい、面倒だ」と放り出し、「力がすべてだ!」と肩を怒らせて威嚇し合うのが、マッチョイズムの本質だと私は思います。だから、言葉に対する感覚も鈍くなる。感情を剥き出しにし、それを「本音の発言」などと言って恬として恥じない。言葉の力を大切に思う者にとって、言葉が破壊されるさまを見るほど辛いことはありません。

マッチョイズムと言えば、「平和を守るために 軍事力が必要」という考え方はその最たるもの です。存立危機事態等々の言い回しですぐに拳 を振り上げる安易な道を選び、集団的自衛権の 名のもとにそれこそ世界の裏側まで自衛隊を派 遣する。これは「戦争は NO、差別も NO」と念 じ続けてきた私に対する、国家の重大な裏切り というほかありません。力で物事を解決しよう とする社会においては、当然、弱い人間は排除 されます。弱い立場であると自覚し、微力では あっても同じ立場の人々に寄り添いたいと願い 続けた私の人権を侵害する安保法制を、私は何 としても認めるわけにはいかないのです。

原告意見陳述 渡辺 一枝(わたなべ いちえ)

1945年1月9日旧満州国ハルピン生まれです。父は7月20日招集され出征する日、父は「この戦争は、じきに日本が負けて終わる。必ず帰るからイチエを頼む」と母に言って出たそうです。一枝と書いてイチエと読ませる名は、父が私に残してくれたただ一つの形見です。

翌年9月に私たち母娘は引き揚げ、母の実家

に身をよせました。ある日叔母の連れ合いが復員する知らせが入り、1歳下の従弟と私は「お父ちゃんが帰る」と喜び跳ね回りました。叔父が戻り私たちが駆け寄ろうとすると、祖母は泣きながら私を抱きとめて「あんたのお父ちゃんじゃないんだよ」と言いました。父なし子を自覚した3歳の私です。

中学生の時に、父と同じ部隊にいた人からの 伝聞を母が訪問客に話すのを一緒に聞きまし た。部隊は8月18日に武装解除となり部隊長 が「捕虜としてソ連に送られるだろうから、家 が近いものは家族に会いに行ってこい」と言 い、父たち3人は部隊を離れました。線路伝い に歩きましたが線路を見失い、地元の人に教え られた道を迷って湿地帯に入ってしまいまし た。父は足を痛めた仲間を背負っていたそうで すが、その人が振り返った時には二人の姿はな かったそうです。「そいつを置いてこい」と言 うと「家族が待っているだろう。連れて行く」 と答えたのが、その人が聞いた父の最期の言葉 です。

その話を聞いて私は、父の墓石の下には紙切れしか入っていないことを知ったのです。

小さかった時の私はハルピンの街を憧れを もって想像していました。東洋のパリと言われ、街並みの美しいところだったと聞いていま した。同時に、満州は日本が中国を侵略して 作った国だとも教えられ、侵略をするような日 本に疑問を感じてもいました。

小学校に入ると学校でも戦争のことを学ぶようになりハルピンを懐かしく語る母親たち大人を、次第におぞましく思うようになりました。 父の最期を知るまでの私は、働きながら私を育ててくれる母を誇らしく思い、尊敬していました。祖母に「あんたのお父ちゃんじゃないんだよ」と抱きとめられた時からずっと、父を恋しく思っていました。

父の最期を知った日から、私は母に心を閉ざしました。父を恋しく思いながらも父を恨めしく思うようになりました。帝国主義に反対だった父、軍国主義に反対だった母は、なぜ自ら侵略地に行ったのか?なぜ私はハルピンで生まれたのか?生後6ヶ月の赤ん坊を残して、父はなぜ召集に応じたのか?「戦争はもうじき終わ

る」と言いながら出征した父を、母はなぜ止めなかったのか?止めれば良かったのにと、詮無いことと思いながらも、私は心の中で母を責めました。

母が死んだ翌年、私はハルピンを訪ねました。 父から聞けなかった言葉や母が語らなかった思い を、そこに立てば感じられるだろうかと思ったの です。初めてのハルピン行で出会ったおばあさん に、「私たちの国は中国の人たちに本当に済まない ことをしました。お詫びします」と言うと、おば あさんは「それはあなたたちのせいではないです よ。日本の軍部がやったことです。あなたたちも 犠牲者です。ここに住んでいたなら、懐かしくなっ たら何度でも訪ねていらっしゃい」と言ってくれ たのです。

その後も旧満州の各地を訪ね、残留邦人に会い、 残留孤児を育てた養父母に会い、多くの人たちから話を聞いてきました。ある時は朝鮮人のおばあさんに「私2回の戦争あった。1つは日本、日本負けたね。それからアメリカと朝鮮ね。戦争2回ね」と言われ、朝鮮戦争では日本は米軍の前哨基地の役割を果たしていたことを思い、身がすくみました。「申しわけない思いでいっぱいです」と言うと、「終わったら、もういい。私かわいそうな人です。あんた、解ったらいい。私、あんたのこと解ります。あんた、私の娘よ」と、言葉をかけられました。 異国で暮らす残留邦人や被害国中国の人たちが戦中・戦後どのように暮らし、何を望んできたかも知りました。

人は自分の生を生きるだけではなく、自分が生きた時代をも生きるのではないでしょうか。それはまた、自分の生に責任を持つだけではなく、自分の生きた時代にも責任を持つことだと思います。私が出会ったどのお一人も、戦争に蹂躙されて人権を踏みにじられ、人生を弄ばれ傷つきながらも、立ち上がって生きてきた人たちでした。戦争のない平和な世界を願うのは、国家を超えて人としての願いなのだとはっきりと言えます。ですから私は、戦争への道を開く安保法制に反対します。

安保法制違憲訴訟の会 http://anpoiken.jp